

■観光行政について



質問

観光地域づくりの
財源確保は

町 主に一般財源と入湯税を充当している

問 観光地づくりの財源確保の考え方は。

答 予算は計画で決まるのか、または予算額で決まるのか。

問 将来を見据えた人材育成に予算編成をする考えは。

答 予算編成は主要事業扱いである。毎年11月上旬に、予算要望され、全体予算との兼ね合いから事業効果などを見て予算金額を導いている。

問 将来を見据えた人材育成に予算編成をする考えは。

答 人材育成分野への財政投資は観光産業には有益であり、大変重要と考えている。

答 観光経営組織の立ち上げは予想の面からも必要に思つが。

答 DMOを組織することが、将来的には大きな意味を持つと思われる。立ち上げに要する研究費用等は、予算編成上優先されるものと考えている。



*1 DMO
観光物件、自然、食、芸術・芸能、風習、風俗など当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域作りを行う法人のこと

■観光行政について

質問

入湯税の超過課税の考えは

町 導入には慎重な検討が必要

問 入湯税の超過課税の考えは。

答 目的税として、町は標準課税をしている。平成29年度は1億9300万円の収入がある。

増税による顧客離れ、事業者の新たな負担などが考えられるので、慎重に検討が必要である。先進地事例の調査研究をすることが必要と考える。

問 超過課税の条件は。

答 ①「使途の明確化」②「使途財源の不足」③「管理者と納税者の理解」の3つが必要と考えている。

問 超過課税分を観光地の再整備、地域の活性化に継続的に使える予算とすることは可能か。

答 入湯税は、地方税法に基づき使い道が決まっている。割合に関しては自治体の裁量に任

されているので、観光関係に多く割くことも可能ではある。導入に向けては、施設管理者および、施設利用者への意識調査の実施や、有識者を含めた協議体の組織も必要と考えている。

入湯税の使途	充当額	割合
環境衛生施設の整備	2916万円	15.30%
鉱泉源の保護管理施設の整備	27万円	0.20%
消防施設等の整備	1800万円	9.50%
観光の振興	6960万円	36.70%
観光施設の整備	7275万円	38.30%
合計	1億8978万円	100%

*地方税法701条により上記5つの費用に充当されます。

本町の平成30年度当初予算の入湯税概要